
スケアード・ストリートによる
自転車交通安全教室業務
＜業務仕様書＞

1 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、札幌市白石区市民部地域振興課が実施する「スケアード・ストレートによる自転車交通安全教室業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。
- (2) この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

2 業務の準備

受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

3 業務計画書

受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する計画書を作成し提出すること。

4 打合せ等

業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、疑義が生じた場合は委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

5 資料等の貸与及び返還

- (1) 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。
- (2) 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

6 機密の保持等

- (1) 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。
- (2) 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

7 成果品

成果物（スケアード・ストレートの撮影映像）は委託者が交通安全教育に用いるため、使用することがある。その場合、委託者は目的が交通安全教育である場合は無償で使用することが出来る。

8 環境負荷の低減

委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

2 業務の概要

自転車利用者による無謀・悪質危険な運転が問題化していることから、自転車は被害者にも、加害者にもなりうる「車両」であるということをしっかりと認識してもらい、自転車利用中の交通事故を防止するため、スタントマンによる交通事故再現を行う。

1 実施場所及び日時

北都小学校（札幌市白石区北郷3条11丁目7-1）

令和5年8月24日（木）10：45から45分間程度の教室を1回

2 業務内容

(1) 対象者

北都小学校全児童、保護者及び北都なかよし子ども会関係団体

(2) 準備

ア 事前準備

業務に必要な人員及び物品等を確保し、業務の準備を行うこと。なお、本業務を実施するにあたって使用する自転車は受託者が必要台数を用意すること。

下記(3)を基に、委託者及び主催団体代表者と打ち合わせのうえ、対象者（主に小学校4～6学年の児童）に応じた教室内容とすること。

イ 会場までの交通費等

実施会場までの交通費は受託者が負担すること。

ウ 保険について

業務期間を通じて、1事故1億円以上の損害賠償責任保険に加入すること。また、受託者は、契約締結後に加入したことを証明する書類の写しを提出すること。

(3) 交通事故再現の内容

【晴天時内容】北都小学校グラウンドで実施

ア 時速40km/hでの衝突による衝撃

イ 自転車の交通ルール違反

ウ 歩行者用道路での事故（自転車×歩行者）

エ 見通しの悪い交差点での事故（自動車×自転車）

オ 横断歩道での事故（自転車×歩行者）

カ 自転車のルール違反重複による事故（自転車×歩行者×自動車）

キ 大型車による左折巻き込み事故（トラック×自転車）

ク 大型車による死角事故（トラック×歩行者）

ケ 無灯火による夜間衝突事故（自転車×自転車）

【雨天時内容】北都小学校体育館で実施

※上記の晴天時内容のうち、イ、ウ、エ、オ、カ、ケの内容を変更して実施。

3 業務期間

契約締結日から、令和5年8月24日（木）までとする。

4 提出物

完了届を教室終了後から1週間以内に提出すること。

5 特記事項

本業務の実施に際しては、特殊な業務（スタント）であることを鑑み、安全対策を万全にし、必ず安全管理責任者を置くこと。

本書に記載されていない事項や詳細は、委託者と打ち合わせの上、決定すること。

6 担当

札幌市白石区市民部地域振興課 白川 TEL011-861-2422